

陸上風力発電事業に係る環境影響評価 ガイドラインの概要（簡易版）

2024.3.27

岩手県環境生活部環境保全課

陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドラインの概要

県民の生活環境及び本県の自然環境の保全と再生可能エネルギーの導入の両立に向け、環境と共生した陸上風力発電事業の導入を促進するため、立地選定に関する基準、環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト、環境保全措置等の報告・図書の継続公表等に関する留意事項の策定等の措置等を講ずる。

このため、配慮書ガイドライン（R5.3）を改定し、これらの措置の具体的な内容を盛り込んだ新たなガイドラインを策定した。

1 取組の趣旨

- 陸上風力発電事業の環境影響の懸念に対応するため、令和5年3月に「配慮書ガイドライン」を策定したが、依然として、保全エリアとの重複等の課題がみられる。
- 手続開始後に環境リスクが高いことが判明し、調査の手戻り等によるアセス期間の長期化や地域の合意形成が困難で事業の見直しを余儀なくされる例がみられる。
- 環境と共生した風力発電の円滑な立地を促進するため、事業が進まないリスクを未然に回避し、事業者の予見可能性を高めるような新たな取組を実施するもの。

2 取組のポイント

（1）「立地選定に関する基準」の策定

- 県内を①原則として立地を避けるべき区域（レッドゾーン）、②立地による影響を低減すべき区域（イエローゾーン）、③立地による影響を確認し、風力発電事業との両立を図るべき区域に区分し明示する
- 事業者は、計画段階の立地検討でこれらに配慮した事業計画を策定することで、環境リスクの低い場所で迅速かつ円滑にアセス手続を進めることができる

（2）「環境影響評価の項目・手法に関するチェックリスト」の策定

- 過去のアセス審査会や知事意見の指摘内容のうち、本県の地域特性を踏まえて配慮すべき事項を明示し、環境影響の調査・予測・評価手法の充実を図る
- 事業者は、図書の内容が指摘内容に対応しているかを事前に確認することにより、効率的な調査が可能となり、アセス手続を迅速かつ円滑に進めることができる

（3）「環境保全措置等の報告等に関する留意事項」の策定

- 環境リスクの高い事業について、環境保全措置等の報告書により、運転開始後の騒音や希少種等への影響と対策の効果を県がフォローできる仕組みを構築する
- 効果のあった環境保全措置が公式に評価され、効果が得られていない場合も県の助言を得て対応することで、地域の懸念を払しょくできる

（4）「環境影響評価図書の継続公表等と希少動植物の情報の利用に関する留意事項」の策定

- 法定縦覧後のアセス図書を県が継続的に公表するとともに、非公開の希少種情報を県が収集・分析するための手順を定める
- 事業者の環境保全の取組や希少種等の公的情報の整備への貢献が可視化され、ESGを重視する様々なステークホルダーから評価される。

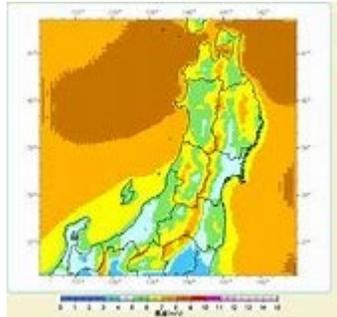
なお、取組実施後3年を目途として、取組の状況を勘案し、制度的検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。

3 目指す姿

➤ 環境アセスを通じて、環境保全への配慮が不十分な計画にはこれまでと同様に代替案の作成を求めるとともに、環境共生型の風力発電計画を積極的に支援する。

現状：環境配慮が後回しで地域の合意形成が不十分 ❌

◆ 風況が良好で送電線に近い地域



岩手県の県北地域が有望だな

◆ 地権者の理解が得られる地域



地権者の同意が得られそうだ

◆ 環境影響評価

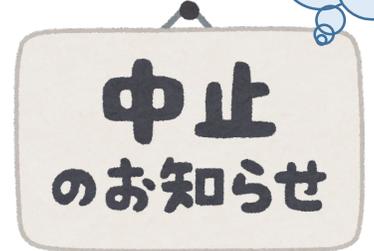


代替案の作成、5年間の調査が必要です。



今さら言われても...

◆ 事業中止



アセス費用が回収できない...

今後：立地選定段階の環境配慮で将来のトラブルを回避 ○

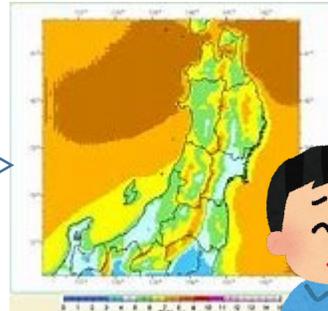
◆ 自然環境に配慮すべき区域を確認



まず自然環境保全エリアは外そう

イヌワシの生息地にも注意しよう

◆ 風況が良好で地権者の理解が得られる地域



風況も地権者も大丈夫そうだ

◆ 環境影響評価



自然環境に配慮された計画だな

しっかり調査されているようですね。

◆ 事業着工



事後調査もしっかりやろう

(参考) 配慮書ガイドライン改定のポイント

「立地選定に関する基準」に係る改定箇所 (第1章)

① 基本的な考え方

◆ 環境基本条例に基づく措置、アセスにおける評価基準、事業の円滑な実施に資する基準

② 各区域の考え方

◆ レッドゾーン、イエローゾーン、その他区域

③ 環境要素ごとの具体的な区域の説明

◆ 騒音、土地の安定性、猛禽類、生態系、景観

「項目及び手法のチェックリスト」に係る改定箇所 (第4章)

① 基本的な考え方

◆ 過去の審査会での指摘事項を整理、評価の目的を踏まえた手法、チェックリストの活用による手続の迅速化

② 環境要素ごとの具体的な留意事項

◆ 騒音、水の濁り、土地の安定性、動物、植物、生態系、景観

「環境保全措置等の報告等」に係る改定箇所 (第5章)

① 報告書の送付

◆ 報告書作成時に知事に送付、必要な場合は追加の措置の求め、事業者の取組を評価・追加措置の助言による地域の懸念払しょく

② 環境影響評価審査書の作成

◆ 報告書の前提となる評価書を審査、審査結果を事業者に送付

③ 事後調査計画書の作成・送付

◆ 評価書記載の事後調査計画に変更がある場合に作成し知事に送付、知事は環境保全の見地から意見を述べる

④ その他報告書等に関する留意事項

◆ 国や他県の複数のガイドラインの内容を地域特性を踏まえ体系的に整理

「図書の継続公表等」に係る改定箇所 (第6章)

① 図書のインターネットによる継続公表

◆ 県のHPで継続公表する場合の事業者からの許諾手続、事業者の取組の可視化によるステークホルダーとの連携・協働

② 図書の縦覧に関するルールの整備

◆ 県庁内での図書の縦覧及び貸出しを行う場所、期間、日時その他の手続きを整備

③ 希少野生動植物に関する情報の利用

◆ 県が保有する図書に記載の非公開情報を県が利用する場合の許諾手続、レッドデータブックの改訂等に活用

1.立地選定に関する基準

<立地を避けるべき区域の設定（レッドゾーン）>

- 環境の保全上の支障を防止するため対象事業実施区域に次に掲げる区域が含まれないこと。
保安林、自然環境保全地域特別地区、自然公園特別地域、イヌワシの重要生息地、住居等から1 km以内の区域など

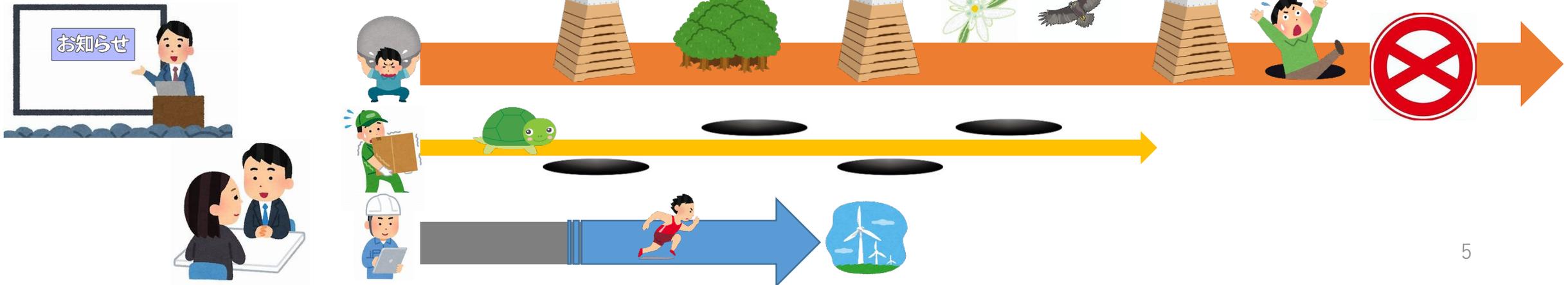
<立地による影響を低減すべき区域の設定（イエローゾーン）>

- 次に掲げる区域の環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められること。
土砂災害警戒特別地域、自然環境保全地域普通地区、自然公園普通地域、イヌワシの生息地、住居等から2 km以内の区域など

<立地による影響を確認し、風力発電事業との両立を図るべき区域の設定>

- 次に掲げる区域の環境の保全への適正な配慮を確保するものと認められること。
レッドゾーン及びイエローゾーン以外の区域

➡ **立地検討段階でこれらに配慮した事業計画を策定**するよう促し、**環境リスクの低減によるアセス手続の迅速化・円滑化**を図る。





基本的な考え方

立地選定に関する基準の基本的な考え方

1 岩手県環境基本条例第17条に基づく公害防止及び自然環境保全の支障の防止等のための措置

- 岩手県環境基本条例第17条では、公害、自然環境保全の支障の防止、野生動植物の種の保存に関し、規制その他の措置を規定
- 立地選定の妥当性の判断基準として、①原則として立地を避けるべき区域、②影響が低減されるものと認められることが必要な区域を明示
- 環境保全と両立する再生可能エネルギーの導入を図るものであり、風力発電所の立地を一律に禁止するものではない。

2 環境影響評価における評価の基準

- 事業者は、環境の保全の観点からの基準又は目標が定められている場合は、事業計画との整合性を検討する必要
- 配慮書では、上記①の区域は対象事業実施区域から原則として除外することが必要
- 準備書では、上記②の区域は立地による影響が低減されていることを示すことが必要

3 事業の円滑な実施に資する基準

- 個別の事業の知事意見で、除外を求めていた区域を一覧性をもって公表し、候補地の検討段階で活用されることを想定
- あらかじめ事業区域から除外すべき区域が明確になり、アセス手続の調査期間の短縮や環境対策のコスト低減が期待
- アセス手続中の事業者は、本基準との整合性を検討し、準備書で環境の保全への支障を及ぼすおそれがないことを示す必要
- 環境リスクの高い区域を考慮した事業計画を立案することにより、早期の工事着工やESG投資の呼び込みなどが期待



レッドゾーン



環境の保全上の支障を防止するため対象事業実施区域に次に掲げる区域が含まれないこと

| 環境要素 | 関係法令等 | 区域 |
|-----------------------|-------------|---------------------------------------|
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持 | 砂防法 | 砂防指定地 |
| | 地すべり等防止法 | 地すべり防止区域 |
| | 急傾斜地法 | 急傾斜地崩壊危険区域 |
| | 森林法 | 国指定保安林、県指定保安林 |
| | — | 住居等から 1 km以内の区域 |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全 | 自然環境保全法 | 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の特別地区 |
| | 自然環境保全条例 | 自然環境保全地域の特別地区 |
| | 種の保存法 | 生息地等保護区の管理地区 |
| | 希少野生動植物保護条例 | 生息地等保護区の管理地区 |
| | 鳥獣保護管理法 | 国指定鳥獣保護区の特別保護地区、県指定鳥獣保護区の特別保護地区 |
| | 種の保存法 | イヌワシの重要な生息地 |
| 人と自然との豊かな触れ合いの確保 | 自然公園法 | 国立/国定公園の特別保護地区、第一種・第二種・第三種特別地域、海域公園地区 |
| | 県立自然公園条例 | 県立自然公園の第一種・第二種・第三種特別地域 |



イエローゾーン（主なもの）

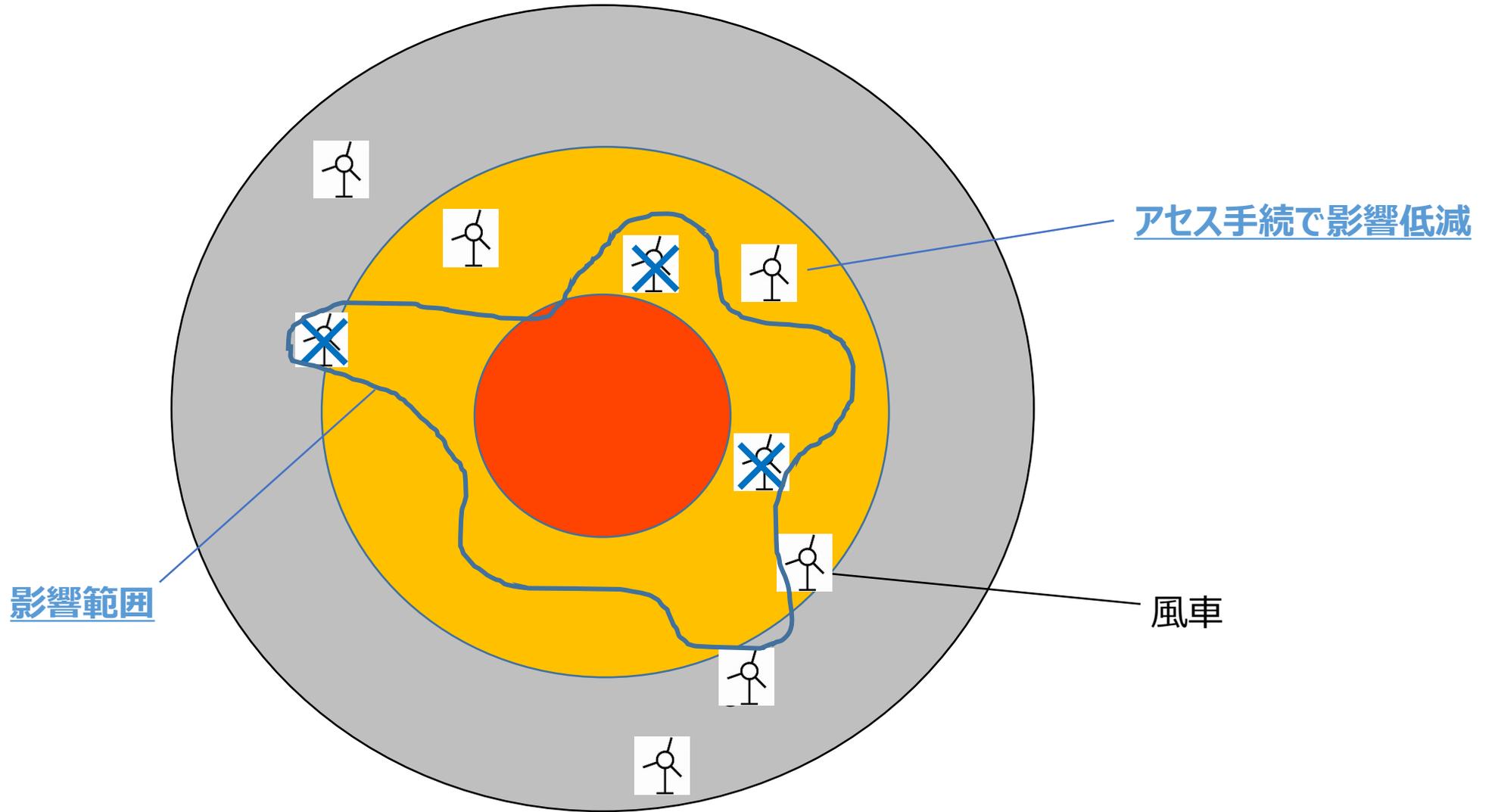


次に掲げる区域の環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められること

| 環境要素 | 関係法令等 | 区域 |
|-----------------------|-------------|-----------------------------|
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持 | 土砂災害防止法 | 土砂災害特別警戒地区 |
| | 土砂災害防止法 | 土砂災害警戒区域 |
| | 林野庁通達 | 山地災害危険地区 |
| | — | 住居等から2 km以内の区域 |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全 | 自然環境保全法 | 自然環境保全地域の普通地区 |
| | 自然環境保全条例 | 自然環境保全地域の普通地区 |
| | 種の保存法 | 生息地等保護区の監視地区 |
| | 希少野生動植物保護条例 | 生息地等保護区の監視地区 |
| | 鳥獣保護管理法 | 国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区の特別保護地区以外 |
| | 種の保存法 | イヌワシの生息地 |
| 人と自然との豊かな触れ合いの確保 | 自然公園法 | 国立/国定公園の普通地域 |
| | 県立自然公園条例 | 県立自然公園の普通地域 |



ゾーニングとアセス手続との関係



環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト

<地域の環境特性を踏まえて必要な評価手法等を選定>

- 過去の審査会や知事意見の指摘内容のうち、アセス評価に当たって地域特性を踏まえて配慮すべき事項をとりまとめ。現行の参考項目・参考手法の枠内に限定せず、環境影響が想定される項目を選定し、その評価手法を提示（延べ64項目）

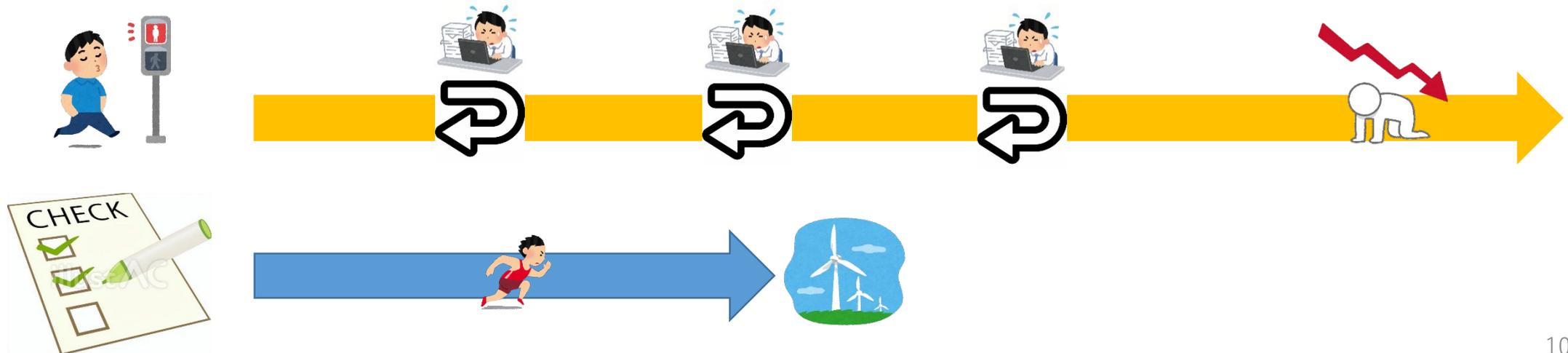
<評価の目的を踏まえた項目及び手法を選定>

- 環境影響評価の各プロセスで行われる作業の目的を踏まえ、評価手法→予測手法→調査手法の検討の順に選定

<制度の見直しや知見の充実を踏まえた、迅速かつ効率的な環境影響評価を実施>

- 個別のアセス審査結果や国内外における科学的知見の充実を踏まえて、随時、本指針を改訂。事業者から提案された有効な評価手法は本チェックリストに取り込み、他事業に積極的に横展開

➡ 本県独自のチェックリストとして、図書の作成に当たり、その内容が従来一般的によくなされている指摘内容に対応しているかを、事業者が自ら確認し、**アセス手続の迅速化・円滑化**を図る。





騒音：工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働、施設の稼働

チェックリスト

【評価手法】

- ・環境基準との整合性により影響の評価を行う場合は、当該地域の環境状況等を踏まえ、比較するに適切な環境基準であるかなど環境基準の準用及びその際の地域類型の当てはめの妥当性を説明する。
- ・騒音に係る環境基準の類型があてはめられていない地域において環境基準を準用する場合は、現状で満たしている環境基準値の中で、最も厳しい基準値の地域類型をあてはめる。
- ・騒音による住民への影響を重視する観点から、工事の実施による騒音レベルの増加分がどの程度かを評価する。
- ・騒音規制法第17条第1項による自動車騒音の限度（要請限度）を評価の基準とすることは同項の規定の趣旨から不適切であることに留意する。
- ・「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」（WHO欧州事務局、2018年）に基づき、騒音による平均的な暴露量を踏まえた評価を行う。
- ・風力発電機の稼働により睡眠障害のリスク上昇が認められた報告（「風力発電による超低周波音・騒音の健康影響に関する疫学調査」（日本音響学会誌74巻5号、2018年））があることを踏まえた騒音の評価を行う。
- ・周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との累積的な影響を評価する。

【予測手法】

- ・上り勾配などの地形条件を踏まえ、通行車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点で予測する。
- ・工事による騒音レベルの予測は環境基準における昼間の時間帯（6時～22時）のみではなく、工事時間帯（昼休憩時間を除く）に限定した予測も行う。
- ・騒音による住民への影響を重視する観点から、工事の実施による騒音レベルの増加分がどの程度かを予測する。
- ・建設機械の稼働による騒音について、5%時間率騒音レベルの予測も行う。
- ・周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との累積的な影響を予測する。

【調査手法】

- ・ブレード等の輸送に際し積み替えが計画されている場合は、積替地点の100m以内に民家等があれば、建設機械の稼働による影響評価を行うよう調査地点を選定する。



水の濁り：建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響

チェックリスト

【予測手法】

- ・工事に伴い発生する濁水や、沈砂池からの流出水が周辺水域（小川や沢、湿地、湧水等を含む）に到達（流入）しない場合であっても、それぞれの流量（降雨強度、流出面積、流出係数などの設定根拠及び条件を明示）とSS濃度の設定値（根拠を含む）及び予測値を示した上で、到達の有無を予測する。
- ・濁水や沈砂池からの流出水が河川等の調査地点に到達するまでに周辺水域に到達（流入）する可能性がある場合は、その流出水と河川（安全側として平水時）の各流量及び各SS濃度から、完全混合式により合流後のSS濃度を予測し、工事前の平水時と降雨時でのSS濃度と比較して影響を予測・評価する。
- ・水の濁りの予測条件である濁水の浮遊物質濃度の設定値及び流出係数の値を記載する。

【調査手法】

- ・水道用水その他の取水地点や漁場等の位置を調査する。
- ・調査地点について、支流や利水状況を考慮し、事業による影響が特に大きくなるおそれのある地点、水道用水その他の取水地点や漁場等主に水域利用の観点から重要な地点、道路工事に係る水の濁りの影響が生じるおそれのある地点についても選定する。
- ・沈砂池排水口から河川に向けた流線（流下経路）を把握し、小川や沢、湿地、湧水が存在しないか調査する。
- ・濁水や流出水が河川に到達する可能性を把握するため、改変区域図に河川、小川、沢、湿地、湧水の位置を示す。



土地の安定性：地形改変及び施設の使用



チェックリスト

【予測手法】

- ・表層土壌や地質の改変の程度を踏まえ、工事中における土地の安定性について、斜面安定解析等の土質工学的手法により予測する。安定解析の方法及び種類は地すべりの特性等に合わせて選定する。
- ・予測地域及び地点は、地形改変等の程度及びその分布を勘案し、調査地域において、造成又は樹木の伐採による、工事中の一時的な地形崩壊、土砂流出等の影響が及ぶおそれのある範囲を設定する。
- ・予測時期及び期間は、工事中において、掘削・盛土・切土の深度等の影響要因が最大となる時点を設定する。

【調査手法】

- ・調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺において、地盤に影響を及ぼす要素である地形分布、地質構造、帯水層の分布、地盤の土質工学的特性等を考慮して設定する。
- ・調査地点は、周辺の地形・地質の状況を勘案して、調査地域の地盤の状況を適切に把握できる地点又は側線、事業による影響が特に大きいと予想される地点（土地の安定性が変化する可能性のある地盤の分布地域、急傾斜地等）など、土地の状況を把握するに当たって、適切かつ効果的な地点を設定する。
- ・調査時期は、地形調査については、季節の制約を受けないが落葉期等の地形を見通しやすい時期、地質調査については雨量の多い時期や凍結時を避けた時期を設定する。



重要な動植物種及び生態系：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、施設の稼働

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 共通 | <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機の大型化に伴う<u>搬入路の道路拡幅</u>による環境影響を踏まえ、動物の現地調査において、搬入路周辺の<u>小河川に生息する動物の生息環境を網羅</u>するよう調査地点、調査区又は経路を設定する。 ・動物の<u>調査方法</u>（トラップ設置箇所の選定基準、予定している調査努力量等）を<u>具体的に記載</u>する。 |
| 鳥類 | <p>【評価手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との<u>累積的な影響を評価</u>する。 <p>【予測手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との<u>累積的な影響を予測</u>する。 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>定点調査法</u>による調査を実施する場合は、代表的植生又はその林縁に100mおきに数か所の定点を設置し、10分間立ち止まって半径50m内のすべての出現種を飛行高度、飛行トレースとともに記録し、定点ごとに時刻を変えて数回行う。 ・任意観察や定点観察を補完するため<u>夜間～早朝の自動録音調査</u>を実施する。 ・希少猛禽類の調査地点からの<u>可視範囲図</u>を示す。 ・事業実施区域周辺にイヌワシの生息が確認されている場合は、<u>周辺30km圏の牧草地の分布図</u>を示す。 ・イヌワシの調査においては、<u>繁殖成功した1シーズンを含む2シーズン以上の営巣期及び非営巣期</u>にわたり、2年以上実施する。 ・希少猛禽類に関する地域特性を把握するため、<u>地域の自然環境に詳しい研究者等にヒアリングを実施</u>し、その結果を記載する。 |
| コウモリ | <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声記録型の<u>バットディテクターによる長期モニタリング</u>（地上高、ブレード高さ）を実施する。 ・カットイン風速の変更やフェザリング等の環境保全措置を検討する際に有益な情報として、コウモリが確認されたときの<u>風速・風向、天気、月齢を合わせて記録</u>する。 ・天候や月齢に左右されるコウモリの活動を踏まえ、<u>1季につき3晩程度、冬季以外の3季に調査</u>を実施する。 ・高高度での飛翔実態を把握するため、<u>LEDライトの照射による高空飛翔調査</u>を実施する。 |



重要な動植物種及び生態系：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、施設の稼働

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 魚類、底生動物 | <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる生物の生態や地域特性を考慮して、生息状況の季節変動を把握できるように生息種等の確認が得られる活動時期を調査期間に設定する。 生体の捕獲、目視、鳴き声、糞や体毛などの痕跡等による調査では把握が困難な水中を生息・生育環境とする種を効率的に把握するため、環境DNAの分析等の最新の手法を用いる。 |
| 昆虫 | <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月初旬から7月初旬の短期間に出現する昆虫の生息状況を把握するため、陸生昆虫の一般採集調査は春、夏、秋に加え、初夏にも実施する。 ヒメボタルの発光及び飛翔は天候状況に左右されるため、ヒメボタルの夜間調査を実施する場合は、調査期間中に少なくとも3回程度実施し、調査時の気温、湿度、風速などの気象状況も記録する。 |
| 植物 | <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電機の大型化に伴う搬入路の道路拡幅による環境影響を踏まえ、植物相の現地調査において、搬入路周辺の小河川に生育する植物の生育環境を網羅するよう調査地点、調査区又は経路を設定する。 文献調査に基づく植物種のリストには、文献から抽出する際に使用した地名等のキーワードを明記する。 植物相の調査ルートは、森林内の林床、河床、池沼・湿地、崖地などの特殊な環境を網羅するよう設定する。 植物相の調査は植物の生育・成長が顕著な時期を中心に、種により出現時期や同定に適した開花期、結実期等が異なることを考慮して、十分な回数行う。 植生自然度9以上、または岩手県自然環境保全指針で保全区分Aとされている場所を改変する計画の場合は、植物社会学的植生調査の他に、該当する改変区域の林相が明らかになるような森林生態学的データ（高木層の種組成と胸高直径階分布）を把握する。 |



重要な動植物種及び生態系：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、施設の稼働

| 項目 | 内容 |
|-------------|---|
| 生態系 (一般) | <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤的な環境と動植物種の間を踏まえ、<u>気象、地形、土壌、地質、水文環境、湧水・伏流水の状況、河川等における水深・水温・水質・底質環境・流速等を調査</u>する。 ・水域生態系を含む<u>生食連鎖や腐食連鎖等を通じたカスケード効果</u>について食物連鎖図で整理する。 |
| 生態系 (鳥類) | <p>【評価手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との<u>累積的な影響を評価</u>する。 <p>【予測手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との<u>累積的な影響を予測</u>する。 ・イヌワシの生息環境調査では、風力発電機から<u>500mの範囲を猛禽類が回避して利用しなくなる範囲として予測</u>する。 |



主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観：工事用資材等の搬出入、地形改変及び施設の存在

| 項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 景観 | <p>【評価手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との<u>累積的な影響を評価</u>する。 <p>【予測手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォトモンタージュは紙面では風車が小さく見えるため、<u>スクリーン投影により大きさを考慮</u>する。 ・巨大かつ垂直な人工物に視野が誘導されることを考慮し、自治体や専門家の意見を踏まえ、垂直見込角だけでなく、眺望特性に応じた広めの水平面角（120°程度）の<u>視野角で予測</u>する。 ・<u>価値認識の対象及び指標に着目して感覚的な変化を可能な限り客観的かつ定量的に予測</u>する。 ・周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との<u>累積的な影響を予測</u>する。 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眺望景観への<u>影響は広域にわたることを踏まえ</u>景観資源を調査する。 ・各景観資源の<u>視野可能域</u>及び視野可能域内の<u>眺望点の分布状況</u>を把握する。 ・眺望点からの<u>眺めを把握</u>し、眺望方向に事業実施区域又は事業により出現する<u>工作物が含まれる可能性</u>があるか、単体としての工作物ではなく群としての工作物がどの程度存在するかを把握する。 ・眺望景観の利用及び眺めの状態を把握し、<u>眺望景観の価値認識の対象及び指標を選定</u>する。 ・予測・評価の対象とした眺望景観について、選定した指標を用いて、<u>眺望景観ごとに必要なアンケート等の調査</u>を行う。 |
| 自然との触れ合いの活動の場 | <p>【予測手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う<u>騒音や景観変化</u>により触れ合い活動を支える<u>場の状態が変化する可能性を予測</u>する。 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バードウォッチングにおける静けさなど人と自然との<u>触れ合いの活動を支えている場の状態</u>を調査する。 |

3.環境保全措置等の報告等に関する留意事項

<報告書の送付>

- 事業者は、環境保全措置等の報告書を作成したときは、知事及び関係市町村長に送付する。知事は、市町村長の意見を勘案し、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、書面により当該措置を講ずるよう求める。
※「1.立地選定に関する基準」の基準 1 及び基準 2 を満たさない事業に限る。

<環境影響評価審査書の作成>

- 知事は、事業者から評価書の送付を受けたときは、当該評価書について環境の保全の見地から審査し、環境影響評価審査書を作成する。

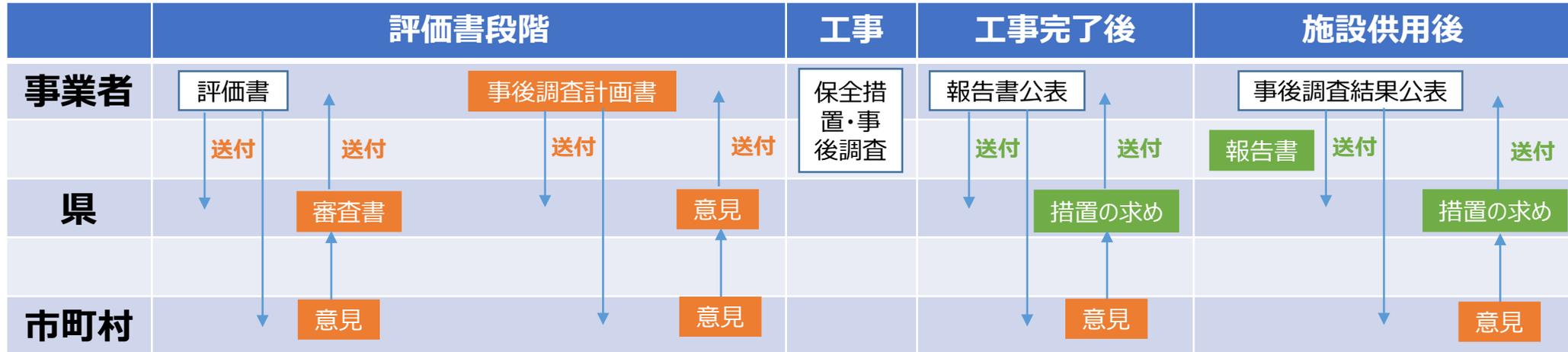
<事後調査計画書の作成・提出>

- 事業者は、評価書の事後調査計画に変更がある場合は、事後調査の項目及び手法を記載した事後調査計画書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。知事は、市町村長の意見を勘案して事後調査計画書に対する意見を述べる。

➡ 効果のあった**環境保全措置が公式に評価**され、効果が得られていない場合も**県の助言を得て対応**することで、**地域の懸念を払しょく**できる。



環境保全措置等の報告等のフロー



3. 環境保全措置等の報告等に関する留意事項



概要



| 項目 | 留意事項 |
|------------------|--|
| 趣旨 | ・陸上風力発電所の環境影響評価書における環境保全措置等の報告等に関する留意事項を示したものの |
| 定義 | ・対象事業とは、 立地選定に関する基準 1 又は 2 を満たさない事業 をいう |
| 環境影響評価審査書の作成 | ・知事は、 評価書について環境の保全の見地から審査し、環境影響評価審査書を作成 する |
| 事後調査の目的 | ・予測及び評価の検証によりアセスの実効性を確保し、評価技術の向上を図る |
| 事後調査の項目、手法 | ・予測の不確実性が大きい項目、効果の知見が不十分な保全措置を講ずる場合等に実施する ・事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討を行う |
| 事後調査計画書の作成・送付 | ・事業者は、 評価書に変更がない場合を除き、事後調査計画書を作成し、知事等に提出 する ・知事は、市町村長及び審査会の意見を聴いて、 事後調査計画書について意見 を述べる |
| 事後調査の実施 | ・事業者は、知事意見を勘案し、事後調査を行う |
| 工事着手等の届出 | ・事業者は、工事着手又は工事完了のとき、知事等に報告する |
| 報告書の送付 | ・事業者は、 工事完了後に環境保全措置等の報告書を作成し、知事等に送付 する ・知事は、市町村長及び審査会の意見を聴いて、 必要なときは保全措置を求め る |
| 工事中・供用後報告書の作成・送付 | ・事業者は、工事中又は供用後に環境保全措置等の報告書を作成し、知事等に送付する ・知事は、市町村長及び審査会の意見を聴いて、必要なときは保全措置を求め |
| 報告・資料提出 | ・知事は、必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる |



主な留意事項



趣旨

- ・陸上風力発電所の稼働後に行われる環境保全措置等の報告等について、環境への負荷の少ない事業活動を促進する観点から、留意すべき事項を示したものである。
- ・岩手県環境基本条例第5条では、事業者は、**事業活動を行うに当たって、環境への負荷の少ない事業活動に自ら努める**こととされている。
- ・陸上風力発電所の稼働後において、環境への負荷を低減するためには、環境影響評価において検討した環境保全措置や事後調査を適切に実施することが必要。
- ・一方で、環境保全措置等の報告書の作成・公表等の詳細については事業者に委ねられていることから、国や他県の既存のガイドラインを参考にしつつ、**本県の地域特性を踏まえた何らかの実務上の参考となる考え方を示すことが有益**と考えられる。
- ・このため、環境影響評価法又は岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象事業となる陸上風力発電所を対象に、**環境への負荷の少ない事業活動を促進する観点から、環境保全措置等の報告等に関する留意事項を示した**。

定義

- ・この指針に使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、法又は条例において使用する用語の例による。また、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 対象事業 法第2条第4項又は条例第2条第4項に定める対象事業のうち次の要件を満たしている事業をいう。
 - ア 陸上風力発電所に係る事業
 - イ 陸上風力発電事業に係る環境の保全上の支障の防止及び環境の保全の確保を図るための事業実施**区域の選定に関する基準の基準1又は基準2を満たさない事業**。
 - (2) 事業者 対象事業を実施しようとする者をいう。
 - (3) 事後調査 対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後において環境の状況を把握するために事業者が行う調査をいう。
- ・「立地選定に関する基準」の**基準1又は基準2を満たさない事業は、環境の保全への支障を生じるおそれがある事業**であることから、**事業着手後の環境保全措置等の報告**によって、必要に応じて**追加的な環境保全措置**を講ずることができる仕組みを整備する



主な留意事項

環境影響評価審査書の作成

- ・知事は、対象事業に係る法第26条第2項又は条例第22条第3項に規定する**評価書の送付を受けたときは、当該評価書について環境の保全の見地から審査し、環境影響評価審査書を作成**するものとする。
- ・前項の場合において、知事は、岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。
- ・知事は、第1項の規定により環境影響評価審査書を作成したときは、当該審査書の写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。
- ・**評価書の作成は、環境影響評価法の核となる手続。事業者による環境保全のための計画書としての意義**
- ・**知事意見を述べる仕組みはないが、一般的な事業では、環境大臣及び免許等を行う者が環境の保全の見地からの意見を述べる。**
- ・一方、**発電所事業では、経済産業大臣による勧告のみで、勧告は、環境の保全上の支障の防止の水準にとどまる**
- ・**環境の保全の見地からの意見は、より高い環境の保全のレベルを目指して、事業者の自主的努力を促進する観点を含めて述べられる意見**
- ・風力発電事業による環境影響の**予測の不確実性が高く、環境保全措置の効果に係る知見も未だ不十分**な現状を踏まえれば、より高い環境の保全のレベルを確保する観点から、**環境保全の見地からの意見を述べる機会**を確保することが必要
- ・なお、**評価書は環境影響評価の最終成果物**であることを踏まえ、「意見」ではなく、県の見解を示した「**環境影響評価審査書**」としている。



主な留意事項

事後調査計画書の作成等

- ・事業者は、対象事業に着手しようとするときは、事後調査の項目及び手法を記載した事後調査計画書を作成するものとする。ただし、評価書に記載された法第14条第1項第7号のハ又は条例第14条第1項第7号ウに掲げる事項に変更ない場合その他の場合であって、知事が事後調査計画書を作成する必要がないと認めるときは、この限りではない。
- ・事業者は、事後調査計画書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、事後調査計画書を送付するものとする。
- ・事後調査計画書には、次に掲げる事項を記載する。
 - ①事後調査を行うこととした理由
 - ②事後調査の項目及び手法
 - ③事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - ④事後調査の結果の公表の方法
 - ⑤関係地方公共団体等が把握する環境の状況に関する情報を活用とする場合における、当該団体等との協力又は要請の方法及び内容
- ・アセス省令第31条第3項で評価書における事後調査計画で明らかにするよう努めるべき事項とされているものと同じ
- ・事後調査計画の変更の必要がない場合は作成を要しない

事後調査計画書についての知事の意見

- ・知事は、前条第2項の事後調査計画書の送付を受けたときは、送付を受けた日から30日以内に、事業者に対し、必要に応じて、事後調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- ・知事は、前項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。
- ・知事の環境保全の見地からの意見は、行政指導として位置付けられる。
- ・岩手県環境基本条例第15条において、「県は、事業者による事業が環境の保全に配慮して行われるよう誘導に努める」と規定されており、意見を述べるための根拠となる規定があることから、本意見は、知事の「任務又は所掌事務の範囲」に含まれる。
- ・事業者は、意見を「勘案」して、事後調査を行うこととなるが、その意見に従うかどうかは事業者の任意によることとなる。



主な留意事項



環境保全措置等の報告書の送付

- ・事業者（条例に定めるものを除く。）は、法第38条の2第2項の規定による報告書（以下「報告書」という。）を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、当該報告書を送付するものとする。
- ・発電所の場合、他の事業種と異なり、**事業者は報告書の公表のみ行い、国への送付は義務付けられていない。**
- ・経済産業大臣による**工事計画の認可**等の際に、**工事計画届出で設置場所や構造等を確認すれば、保全措置を担保**できるとの考えに基づくもの。
- ・**風力発電の環境影響は、予測の不確実性が高く、工事計画届出のみでは環境保全措置が担保できない。**
- ・**国では、風力発電については、新たに国への報告書の送付を義務付け、大臣意見を述べる仕組みが必要**としているが、**地方の関与は未定**
- ・**事後調査の結果、重大な環境影響が確認された場合に、アセス審査会等の専門家の意見を踏まえ、追加的な保全措置が講ずることが有益**
- ・**効果のあった環境保全措置は公式に評価され、効果が得られていない場合も県の助言を得て対応することで、地域の懸念を払しょくできる。**



主な留意事項



環境保全措置等の報告書についての意見の聴取

- ・知事は、前条の報告書の送付を受けたときは、関係市町村長に対し、期間を指定して報告書について意見を求めるとともに、報告書について岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。
- ・報告書の送付を受けたときは、知事は、報告書についての市町村長の意見及び環境影響評価技術審査会の意見を聴取するものである。

環境の保全のための措置の求め

- ・知事は、前条の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、書面により当該措置を講ずるよう求めるものとする。
- ・知事は、前項の規定により措置を講ずるよう求めたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。
- ・知事の措置の求めに当たっては、市町村長及び環境影響評価技術審査会の意見を勘案すべきことを定めているものである。

4.環境影響図書の継続公表等及び希少動植物の情報の利用に関する留意事項

<アセス図書のインターネットによる継続公表>

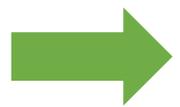
- 事業者は、環境影響評価図書を提出するときは、その電磁的記録及び環境影響評価図書の継続公表等に係る許諾書を併せて提出する。継続公表は、知事が環境影響評価図書を県のウェブサイトに掲載することにより行う。

<アセス図書の縦覧に関するルールの整備>

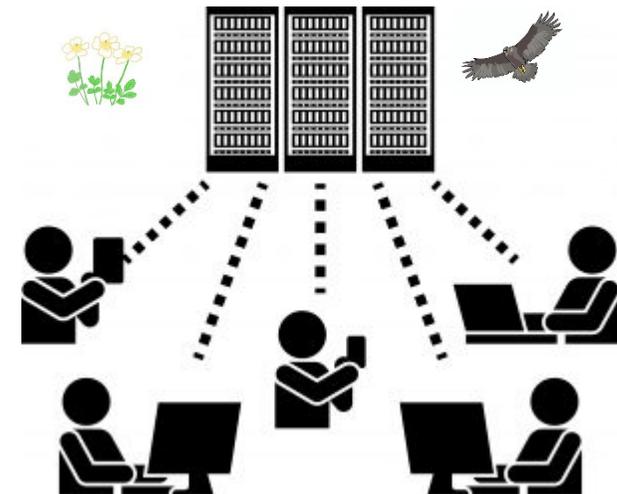
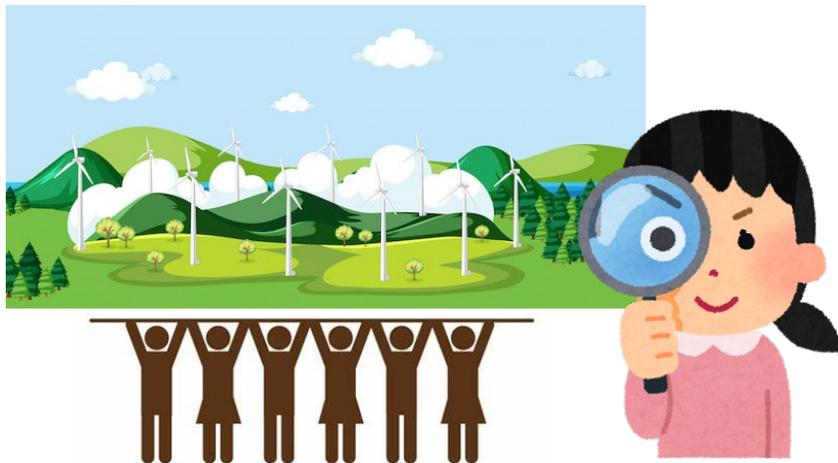
- 県は、環境保全課執務室及び行政情報センターにおいてアセス図書の縦覧及び貸出しを行う。縦覧期間は事業者による法定縦覧期間の1月間を超えて3～7年行う。

<希少野生動植物に関する情報の利用>

- 知事は、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に定める希少野生動植物に関する情報のうち、事業者から利用を許諾された情報について、動植物の調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に利用する。



事業者の**環境保全の取組**や**希少種等の公的情報の整備への貢献が可視化**され、**ESGを重視する**様々な**ステークホルダー**から**評価**される。





概要



| 項目 | 留意事項 |
|-------------|--|
| 趣旨 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響図書の継続公表、縦覧等、閲覧等、情報利用に関する留意事項を示したもの |
| 定義 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続公表とは、法・条例上の縦覧期間終了後に知事が行うインターネット利用による図書の公表をいう |
| 対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・配慮書（法のみ）、方法書、準備書、評価書、報告書の全てのアセス図書を対象とする |
| 継続公表及び利用の許諾 | <ul style="list-style-type: none"> ・県がインターネットでアセス図書を公開することについて、県がアセス図書における希少動植物に関する情報を県が利用することについて、事業者が県に許諾書を提出する |
| 継続公表の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・許諾を得られない部分を除き、知事がアセス図書を県のウェブサイトで公表する |
| 電磁的記録の仕様 | <ul style="list-style-type: none"> ・改ざん防止等の観点からウェブサイトで公表する電磁的記録の仕様を規定 |
| 縦覧等 | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、環境保全課執務室及び行政情報センターにおいてアセス図書の縦覧等を行う ・縦覧は、事業者による法定縦覧期間の1月間を超えて3～7年行う ・アセス図書の貸し出しも行う |
| 著作権保護 | <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト上に無断転用を禁止する旨記載するなどの著作権保護の対応を行う |
| 情報の利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用の対象とする情報は、希少野生動植物保護条例に定める希少野生動植物に関する情報のうち、事業者から利用許諾を得た情報に限る |
| 利用範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、希少野生動植物の情報について、動植物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に利用する |



主な留意事項

趣旨

- ・この指針は、環境影響評価法又は岩手県環境影響評価条例の規定に基づき県に提出される計画段階環境配慮書等の図書（以下「環境影響評価図書」という。）について、継続公表、縦覧等、閲覧等及び情報利用に関し必要な事項を定めることとする。
- ・環境影響評価図書の公表は、**法定の縦覧期間が1月間**に限られ、**後発事業者や民間団体が地域の環境情報を入手・分析することが困難**
- ・**法定縦覧期間を超えて、県民等がいつでも関係する図書を閲覧**できるよう、**県による環境影響評価図書の縦覧の仕組みを整える**
- ・希少動植物の情報は**地域の環境価値を明らかにする重要な情報**であるため、**希少種に関する公的情報の整備に活用**できるよう、**情報の利用に関するルール**を定める
- ・事業者は、自らの**環境保全の取組や希少種に関する公的情報の整備への貢献が可視化**されることで、ESG投資を重視する**様々なステークホルダーとの連携・協働**を呼び込むことが期待される。

継続公表の許諾等

- ・事業者は、環境影響評価図書を提出するときは、その電磁的記録及び環境影響評価図書の継続公表等に係る許諾書（様式第1号）を併せて提出する。
- ・事業者は、環境影響評価図書に事業者以外の者が著作権を有する地図、写真、図形等の著作物が含まれるときは、当該著作物の著作権者が公表について許諾するかどうかを確認し、その結果を踏まえ、許諾書を作成するものとする。
- ・**県ホームページによる公表**については、著作権法上、「**公衆送信権**」における**著作者の許諾が必要**なことから、この手続を定めたもの
- ・**情報の利用**については、著作権法上、データベースの著作物を作成するための個々の素材の利用にあたり、当該素材の**著作者（＝事業者）の許諾が必要**であることから、その手続を定めたもの



主な留意事項

利用情報、利用範囲

- ・情報利用の対象とする環境影響評価図書の情報は、別表 1 の第二欄の図書に記載された、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成14年条例第26号）第 2 条第 1 項第 1 から 5 号に定める希少野生動植物に関する情報のうち、事業者から利用を許諾された情報に限るものとする。
- ・知事は、前条に規定する情報について、動植物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に利用する。
- ・**岩手県希少野生動植物の保護に関する条例**では、野生動植物のうち、①種の個体数が少ない、②種の個体数が減少しつつある、③種の個体の生息地又は生育地が消滅しつつある、④生息・生育環境が悪化しつつある、⑤種の存続に支障を来す事情があるものを希少野生動植物と定めている。
- ・県では、事業者から利用許諾を得た当該情報を活用し、いわてレッドデータブックや岩手県自然環境保全指針等の希少種の公的情報データベースの更新など動植物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に活かす